

広島女学院大学学位規程

2015. 3. 3 最終改正日

第1条 本規程は学校教育法第68条の2第1項及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところにより、広島女学院大学(以下「本学」という。)における学位及びその授与についての必要事項を定めたものである。

第2条 本学の各学部において、所定の教育課程を修め、卒業を認定した者に学士の学位を授与する。

第3条 本学において授与する学位及びその種類は次のとおりとする。

- (1) 文学部 学士(文学)
- (2) 文学部 学士(幼児教育心理学)
- (3) 生活科学部 学士(家政学)
- (4) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (5) 人間生活学部 学士(家政学)
- (6) 人間生活学部 学士(幼児教育心理学)

第4条 本規程により学士の学位を授与された者が学位の名称を用いる時は、「広島女学院大学」と付記するものとする。

第5条 学位授与の時期は3月と9月とする。

第6条 学位の授与を受けた者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した時又は名誉を汚辱する行為があった時は、学位を取り消すことがある。

第7条 本規程に定めのない事項については、教授会の定めるところによる。

第8条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行い、学部教授会に報告する。